

業務委託契約書

公益財団法人やまなし産業支援機構(以下「甲」という)と、〇〇(以下「乙」という)は都内に
において開催される「FUJI Medical&Healthcare Innovation Matching(フジメド)(仮)」(以下「本
案件」という)の開催事業業務について、ここに業務委託に関する契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は乙に対し、信義誠実に則り業務(以下「委託業務」という)を委託し、乙はこれを受託し、
善良なる管理者の注意を払い委託業務を遂行する。
なお、委託業務の内容は、別紙の「委託業務要項」に定める。

(業務遂行に関する指示)

第2条 甲は乙に、委託業務に必要な資料ならびに情報を事前に提示し、委託業務の内容について
必要な指示を事前に行うものとする。なお乙は、必要な甲の指示がないか、または甲の指示が
遅れたことにより生じた業務の遅延等に対しては、その責を負わない。

(報告)

第3条 甲は乙に委託した業務について、適宜その進行状況の報告を求めることができるものとし、
乙は、甲に遅滞なく報告するものとする。

(委託金額)

第4条 本契約の委託金額は、〇〇円(以下「委託代金」という。)(うち取引に係る消費税及び地方
消費税の額金〇〇円。)とする。

(委託代金の支払)

第5条 甲は乙に対し、委託代金として次の費用を支払うものとする。
① 業務委託費(別紙見積書に定める費用、および営業管理費その他の諸経費)
② 租税公課(消費税等、税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用)
2. 甲は委託代金について、乙より請求書の提出を受けた後30日以内に、乙が指定する銀行
口座に振込むものとする。

(守秘義務)

第6条 甲および乙は、委託業務の遂行期間中はもとより業務終了後も、本契約の履行上知り得た相
手方の機密事項を、相手方の事前の承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならない。

(解除)

第7条 国内外の情勢の著しい変動等、甲の責によらずして本案件の開催が不可能になった場合、
甲は本契約を解除することができる。この場合、甲は乙に対して、本委託契約により、業務遂
行に伴い乙において支出し、または支出することが確定した経費(準備人件費・印刷制作費・
会場予約取消料などを含みこれらに限らない。以下「乙の支出経費」という)を直ちに支払わな
ければならない。
2. 委託業務の遂行期間中に、乙の責に帰すべき事由により、乙が委託業務の遂行ができな
くなった場合、甲は本契約を解除できる。
3. 委託業務の遂行期間中に、甲の責により本案件の開催が不可能になった場合、乙は本契約
を解除できる。この場合、甲は乙に対して、乙の支出経費を直ちに支払わなければならない。ま
た、乙にそれ以上の損害が発生した場合、甲は損害を賠償する。

(損害賠償)

第8条 委託業務の遂行にあたり、相手方の故意または過失により甲または乙が損害を被った場合
には、甲または乙は相手方に対し、被った損害について賠償請求することができる。この場合

の賠償額については、甲乙で協議して決定するものとする。

(不可抗力)

第9条 自然災害、火災・爆発、疫病、戦争・テロ・暴動等の社会的事変、ストライキ、輸送機関の運行障害、停電、ネットワーク設備の障害・損壊、行政機関の要請・指示・命令・規制など、乙の管理を超える不可抗力とみなされる事由による履行不能あるいは履行遅滞については、乙はその責を負わないものとする。これらの事由により本案件の開催が不可能になった場合、乙は本案件の業務履行責任を免れ、甲は乙に対し、乙の支出経費を遅滞なく支払うものとする。

(ITシステム等の活用)

第10条 委託業務に、ITシステム等の活用(オンライン開催利用その他の外部サービスの利用など)を含む場合には、乙は、当該ITシステム等に起因する障害その他ITシステム等の支障による不履行の責を負わず、乙はITシステム等の環境利用に商業上合理的な努力を払うものとする。なお、クラウドサービスの利用について、利用できない場合等のパフォーマンスにかかる不具合についても本条を適用する。

(契約の有効期間)

第11条 本契約の有効期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、第6条、第12条の定めは、有効期間終了後も有効に存続するものとする。
2. 甲または乙は、期間満了時に本契約を延長するのが適当と判断した場合には、この期間を延長することができる。なお、延長する期間については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(契約の費用)

第12条 この契約に要する経費(事務手続き費用)は乙の負担とする。

(契約に定めない事項の処理)

第13条 本契約に定めない事項が生じ、もしくは本契約の内容に疑義を生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。また万一、甲乙間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年〇月〇日

甲 甲府市大津町2192番8号
公益財団法人やまなし産業支援機構
理事長 山本 盛次

印

乙

印

委託業務要項

I. 準拠事項

本要項は、業務委託契約書第1条に基づき、委託業務の概要を示すものである。

II. 委託業務の概要

- ・案 件 名:「FUJI Medical&Healthcare Innovation Matching(フジメド)(仮)」
- ・開催日程:令和9年1月14日(木)～15日(金)
- ・開催場所:順天堂大学7号館(東京都文京区本郷2丁目1-1)

III. 委託事項

委託事項は、次のとおりとする。

業務内容

- ・山梨、静岡の両県内企業と医療機器製造販売業者等をマッチングするための展示会の企画・運営
- ・FUJI Medical&Healthcare Innovation Matching(フジメド)(仮)開催に係る事前準備・調整業務(集客、広報)
- ・FUJI Medical&Healthcare Innovation Matching(フジメド)(仮)の当日運営業務
- ・FUJI Medical&Healthcare Innovation Matching(フジメド)(仮)開催報告書